



情報(第 148 号)



令和 4 年 2 月 10 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

傷病手当金の受給期間の改正

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和 3 年 6 月 11 日公布され、健康保険の改正が本年 1 月 1 日から施行されました。

内容は、健康保険傷病手当金の受給期間の変更で、これを中心に解説します。



1 傷病手当金の意義

病気等で治療の必要があるときは、その治療費は健康保険から支給され、これを療養の給付と称します（治療費の 3 割は自己負担）。

療養の給付は、健康保険制度の中心的な給付で、国民健康保険にも同じ仕組みがあります。そして、しばらく仕事ができないときに大きな力を発揮する給付に傷病手当金があり、国民健康保険にはない制度です。

被保険者が療養のため労務に服することができないときに、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日（待期期間）を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金が受給できます。

当職は、社会保険庁時（社会保険事務所）に傷病手当金を支給決定する担当をしていたことがあり、受給者から「ありがたい」との言葉をよくお聞きしたものです。

2 条文の新旧対照表

健康保険制度は、短期給付の発想であり、傷病手当金には上限（受給期間）があります。その上限が冒頭のとおり改正され、朗報です。

傷病手当金は、健康保険法第 99 条第 4 項に規定されており、次のとおり改正されました。

健康保険法新旧対照表

改正後	改正前
第 99 条 4 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から<u>通算して 1 年 6 月間</u>とする。	第 99 条 4 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から<u>起算して 1 年 6 月を超えないもの</u>とする。

3 改正前と改正後の内容

改正前では、最初に傷病手当金を受給した日から 1 年 6 月を経過すると受給期間が満了することになります。そのため、運が悪い方は、1 月傷病手当金を受給しただけで不支給となることがありました。

今回の改正では、最高 1 年 6 月間は傷病手当金を受給できることになり、より保障が厚くなりました。

この受給期間は、同一傷病及びこれと因果関係のある傷病に関してですから、例

例えば、骨折で受給し、その後癌で受給するというのは、骨折と癌とで、それぞれ受給期間をみます。

【改正前】

← 1 年 6 月 →				
出勤	欠勤 傷病手当金受給	出勤	欠勤 傷病手当金受給	欠勤 傷病手当金不支給

【改正後】

①+②+③が 1 年 6 月に達するまで受給可能

出勤	欠勤 ①傷病手当金受給	出勤	欠勤 ②傷病手当金受給	欠勤 ③傷病手当金受給
----	----------------	----	----------------	----------------

4 厚生年金保険の障害年金の関係

いずれにせよ、健康保険の傷病手当金受給には、限度があります。

これに対して、厚生年金保険の被保険者であるときに初診日がある傷病において、当該初診日から起算して 1 年 6 月を経過した日において、3 級以上の障害等級に該当する程度の障害状態にあれば、障害厚生年金が受給できます（2 級以上では、障害基礎年金の受給もあります）。

このように傷病手当金と障害年金の両制度から保障があります。なお、両方が受給できるときは、それぞれ満額受給はできず、調整がされます。

5 健康は人生の基盤

本年 2 月 1 日に石原慎太郎氏が逝去されました。謹んで哀悼の誠を捧げます。

「弟の裕次郎があれほど絶妙な反射神経を持ち、頑健な肉体を持ちながら、結果として早死にしたのは、折に触れて手近なスポーツをこなし、全身の汗を流すという習慣を続けることができなかったせいだと確信している。健康を失くした人生ほどつらいものはない。武者小路実篤も「人生にとって健康は目的ではない。しかし最初の条件なのである」という。健康を自分の肉体を酷使してまで保つということは、人間が人間として生きるということの最低条件には違いない」と述べられています（石原慎太郎：生きるという航海）。

企業の定期健康診断、更には毎朝の体操もとてもよい取り組みです。その上で、自ら時間を管理して適度な運動をする習慣を身につけましょう。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0567
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL: <https://ginza-syaroushi.com/>